

経過措置に関する弊社の現状について

(抜粋)

平成29年9月1日

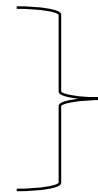
株式会社ビバビーダメディカルライフ

(株)ビバビーダメディカルライフについて

- ・1998年 外国人(主に出嫁ぎ日系ブラジル人)を対象とした医療・生命保障の任意共済としてスタート
- ・2009年 保険業法の改訂に伴い少額短期保険会社として登録

主に日本国内の外国人の為の医療・生命保険を取り扱う

- ・外国人技能実習生向け保険(滞在期間最長5年間)
- ・外国人留学生総合保険(滞在期間最長3年程度)
- ・来日外国人労働者・観光客向け各種保険
- ・®LCI日本人向け生命保険®LCI家財総合保険
(取引先企業・団体向け商品 LCIは弊社の登録商標です)



弊社の主力商品は、特定のマーケットが対象
入れ代わりが多く、ほとんどが新規契約

(OECD: 現在日本の人口における外国人の割合は約1.6%程度)

本当に必要な保障を厳選し、低価格な保険の提供を基本とする。

ニッチなマーケットのニーズに対応した保険商品の提供を行っている。

必要な外国人技能実習生への補償額とは

外国人技能実習生の主な国籍・・・中国、フィリピン、タイ、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、ネパール

各国の平均年収		※求められる保障額(死亡)	
中国(低所得者層)	約100万円	中国(低所得者層)	500～1000万円 <small>(中国側に600万以上を求められるケースが多い。)</small>
フィリピン	約40～50万円	フィリピン	
タイ(中流層)	約40～50万円	タイ(中流層)	
ベトナム	約30～40万円	ベトナム	300～500万円
インドネシア	約30～40万円	インドネシア	
ミャンマー	約20万円	ミャンマー	
ネパール	約20万円	ネパール	

※本国に残された家族に対して十分な補償をする目安を平均年収の10倍とした。

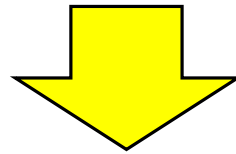
JITCOの外国人技能実習生向け保険では、保険金額(死亡)700～1500万円になっており、競合上弊社は見劣りしております。

JITCO: 公益財団法人国際研修協力機構: 法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交通の五省共管により1991年に設立された財団法人。外国人技能実習制度研修制度の適正かつ円滑な推進の為、総合的な支援・援助や適正実施の助言・指導を行い、外国人技能実習制度の取り纏めを行っていた。

死亡保険金額300万円では、外国人技能実習生に対しての十分な補償が行えない。

まとめ

- 1、当社はニッチな分野の多様なニーズに応え、細やかな対応を目指す少額短期保険会社である。
- 2、現実的には死亡保険金額が300万円を超える契約が多く、本則のみでは今後の経営に重大な影響がある。
- 3、日本の労働力確保の上で、今後増加が見込まれる外国人労働力等の高額保障ニーズに対応する必要がある。



経過措置継続の実現に加え、将来的には保険業法・施行令・諸規則の改訂が望まれる。

ご清聴ありがとうございました